

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (環境配慮書の作成を要する指定事業所)</p> <p>第25条 条例第30条第1項に規定する規則で定める指定事業所は、次に掲げる指定事業所とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人以上の指定事業所</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000平方メートル以上であるもの又は百貨店若しくはマーケット（生鮮食料品を販売するものに限る。以下同じ。）であってその店舗面積が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の51の項に掲げるし尿処理施設又は同表の61の項に掲げるボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げる指定事業所のほか、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上である指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上である別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉を設置している指定事業所</p> <p><u>＜削除＞</u></p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (環境配慮書の作成を要する指定事業所)</p> <p>第25条 条例第30条第1項に規定する規則で定める指定事業所は、次に掲げる指定事業所とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人以上の指定事業所</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000平方メートル以上であるもの又は百貨店若しくはマーケット（生鮮食料品を販売するものに限る。以下同じ。）であってその店舗面積が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の51の項に掲げるし尿処理施設又は同表の61の項に掲げるボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げる指定事業所のほか、<u>温暖化物質配慮特定事業所</u>（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上である指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上である別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉を設置している指定事業所<u>をいう。以下同じ。）である指定事業所</u></p> <p><u>2 条例第30条第1項の規定により作成する環境配慮書は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、同項第4号に掲げる事項にあっては、温暖化物質配慮特定事業所である場合に限り記載するものとする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる指定事業所にあっては、条例第30条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 前項第3号に掲げる指定事業所にあっては、条例第30条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2</u> 条例第30条第1項又は第2項の規定により作成する書面は、指定事業所に係る環境配慮書（第17号様式）とする。 (変更許可申請時の環境配慮書の作成)</p>	<p><u>3</u> 条例第30条第1項又は第2項の規定により作成する書面は、指定事業所に係る環境配慮書（第17号様式）とする。 (変更許可申請時の環境配慮書の作成)</p>
<p>第28条 条例第30条第2項の規定により作成する環境配慮書は、<u>同条第1項各号</u>に掲げる事項について、その指定事業所の変更の内容に関して配慮した内容を記載するものとする。</p>	<p>第28条 条例第30条第2項の規定により作成する環境配慮書は、<u>次</u>に掲げる事項について、その指定事業所の変更の内容に関して配慮した内容を記載するものとする。<u>ただし、同条第1項第4号に掲げる事項にあっては温暖化物質配慮特定事業所である場合に限り記載するものとし、同項第6号に掲げる事項にあっては既に提出した環境配慮書の内容を変更しているときに限り条例第22条第1項の規定により環境配慮書を提出する時点における内容を記載するものとする。</u></p>
<p>(環境行動事業所の認定の基準)</p>	<p>(1) 第25条第1項第1号及び第2号に掲げる指定事業所にあっては、条例第30条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項 (2) 第25条第1項第3号に掲げる指定事業所にあっては、条例第30条第1項第1号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項</p>
<p>第29条 条例第32条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定事業所が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア <u>日本産業規格（以下「規格」という。）Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、当該指定事業所の環境マネジメントシステムが次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(ア) <u>公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等の外国の認定機関の認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関（以下「審査登録機関」という。）に登録されていること。</u></p> <p>(イ) <u>審査登録機関から登録に当たっての要求事項を満たしている環境マネジメントシステムであると証明されていること。</u></p> <p>イ <u>削除</u></p>	<p>第29条 条例第32条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定事業所が、<u>日本産業規格（以下「規格」という。）Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、当該指定事業所の環境マネジメントシステムが次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等の外国の認定機関の認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関（以下「審査登録機関」という。）に登録されていること。</u></p> <p>イ <u>審査登録機関から登録に当たっての要求事項を満たしている環境マ</u></p>

改正後	改正前
<p>イ エコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が実施する環境マネジメントシステムをいう。）を実施しているものとして、同機構に登録されていること。</p>	<p>ネジメントシステムであると証明されていること。</p>
<p>ウ 第64条第2項の規定にかかわらず、条例第73条第1項に規定する環境負荷低減行動計画を2年間の計画期間で策定し、かつ、計画期間終了後に当該計画に係る取組状況を市に報告する者であって、当該計画及び当該取組状況が環境の保全に特に資する取組を実施する、又は実施したものとして市長が認めるものが設置する指定事業所であること。</p>	
<p>(2) 環境マネジメントシステムを実施し、環境の保全の推進体制、環境への負荷の状況その他の環境マネジメントシステムの取組の内容を自ら公表していること。</p> <p>(3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生したことがある場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。</p> <p>ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は特定有害物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し、健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故</p> <p>イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、指定事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故</p> <p>(4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。</p> <p>(環境行動事業所認定申請書の記載事項等)</p>	<p>(2) 環境マネジメントシステムを実施し、環境の保全の推進体制、環境への負荷の状況その他の環境マネジメントシステムの取組の内容を自ら公表していること。</p> <p>(3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生したことがある場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。</p> <p>ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は特定有害物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し、健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故</p> <p>イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、指定事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故</p> <p>(4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。</p> <p>(環境行動事業所認定申請書の記載事項等)</p>
<p>第31条 条例第32条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第31条 条例第32条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
(1) <u>第29条第1号ア(ア)</u> に該当する場合は、登録をした審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲	(1) <u>第29条第1号ア</u> に該当する場合は、登録をした審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲
(2) <u>第29条第1号ア(イ)</u> に該当する場合は、証明をした審査登録機関の名称、証明番号、証明の有効期限及び証明の範囲	(2) <u>第29条第1号イ</u> に該当する場合は、証明をした審査登録機関の名称、証明番号、証明の有効期限及び証明の範囲
(3) <u>第29条第1号イ</u> に該当する場合は、登録番号、有効期限及び対象事業所	<追加>
(4) <u>第29条第1号ウ</u> に該当する場合は、環境負荷低減行動計画の計画期間	<追加>
(5) 環境の保全の取組に関する基本方針を達成するための行動目標	(3) 環境の保全の取組に関する基本方針を達成するための行動目標
(6) 事業者が自ら公表している環境報告書（環境マネジメントシステムの取組の内容を記載した書面をいう。以下同じ。）の作成年月日	(4) 事業者が自ら公表している環境報告書（環境マネジメントシステムの取組の内容を記載した書面をいう。以下同じ。）の作成年月日
2 条例第32条第2項に規定する申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。	2 条例第32条第2項に規定する申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
(1) <u>第29条第1号ア(ア)</u> に該当する場合は、登録を証する書面の写し	(1) <u>第29条第1号ア</u> に該当する場合は、登録を証する書面の写し
(2) <u>第29条第1号ア(イ)</u> に該当する場合は、証明を証する書面の写し	(2) <u>第29条第1号イ</u> に該当する場合は、証明を証する書面の写し
(3) <u>第29条第1号イ</u> に該当する場合は、登録を証する書面の写し	<追加>
(4) <u>第29条第1号ウ</u> に該当する場合は、環境負荷低減行動計画書	<追加>
(5) 環境報告書	(3) 環境報告書
3 条例第32条第3項に規定する規則で定める期間は、 <u>次のとおり</u> とする。	3 条例第32条第3項に規定する規則で定める期間は、 <u>同条第1項の認定を受けた日から起算して3年間とする。ただし、登録又は証明の有効期限が同項の認定を受けた日から3年間に満たない場合は、当該登録又は証明の有効期限までの期間</u> とする。
(1) <u>第29条第1号ア</u> に該当する場合は、条例第32条第1項の認定を受けた日から起算して3年間。ただし、登録又は証明の有効期限が同項の認定を受けた日から3年間に満たない場合は、当該登録又は証明の有効期限までの期間	<追加>
(2) <u>第29条第1号イ</u> に該当する場合は、条例第32条第1項の認定を	<追加>

改正後	改正前
<p>受けた日から起算して2年間。ただし、登録の有効期限が同項の認定を受けた日から2年間に満たない場合は、当該登録の有効期限までの期間</p> <p>(3) 第29条第1号ウに該当する場合は、条例第32条第1項の認定を 受けた日から起算して2年間を超えない範囲内で市長が定める期間</p> <p>(環境負荷低減行動計画)</p> <p>第64条 条例第73条第1項に規定する環境負荷低減行動計画は、次に掲げる事項のうち、指定事業所の事業内容、形態等に応じ、該当する事項について、その事業活動に係る原材料の調達から廃棄までの各段階における環境への負荷を低減するための行動計画を定めるものとする。</p> <p>(1) 指定事業所から排出される<u>大気汚染物質</u>の排出の抑制に係る事項</p> <p>(2) 指定事業所において発生する悪臭の対策に係る事項</p> <p>(3) 指定事業所から排出される排水中の<u>排水指定物質</u>の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目（第44条に規定する項目及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第3条第1項第12号に規定する窒素又は燐（りん）の含有量をいう。以下この章において同じ。）の改善に係る事項</p> <p>(4) 指定事業所において発生する騒音及び振動の対策に係る事項</p> <p>(5) 土壤及び地下水汚染の防止に係る事項</p> <p>(6) 化学物質の適正管理に係る事項</p> <p>(7) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(8) その他の環境負荷の低減に係る事項</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>受けた日から起算して2年間。ただし、登録の有効期限が同項の認定を受けた日から2年間に満たない場合は、当該登録の有効期限までの期間</p> <p>(3) 第29条第1号ウに該当する場合は、条例第32条第1項の認定を 受けた日から起算して2年間を超えない範囲内で市長が定める期間</p> <p>(環境負荷低減行動計画)</p> <p>第64条 条例第73条第1項に規定する環境負荷低減行動計画は、次に掲げる事項のうち、指定事業所の事業内容、形態等に応じ、該当する事項について、その事業活動に係る原材料の調達から廃棄までの各段階における環境への負荷を低減するための行動計画を定めるものとする。</p> <p>(1) 指定事業所から排出される<u>大気汚染物質（排煙指定物質を除く。以下この章において同じ。）</u>の排出の抑制に係る事項</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>(2) 指定事業所から排出される排水中の<u>排水指定物質（特定有害物質を除く。以下この章において同じ。）</u>の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目（第44条に規定する項目及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第3条第1項第12号に規定する窒素又は燐（りん）の含有量をいう。以下この章において同じ。）の改善に係る事項</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>(3) 化学物質（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。以下この章において同じ。）の適正管理に係る事項</p> <p>(4) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項</p> <p>(5) 温暖化物質の排出の抑制に係る事項</p> <p>(6) 省資源及び省エネルギー対策に係る事項</p> <p>(7) オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項</p> <p>(8) 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項</p> <p>(9) 指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項</p>	

改正後	改正前																								
<p>2 前項の環境負荷低減行動計画は、指定事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況、おおむね5年間の行動目標等を明らかにしたものとし、5年ごとにその内容を見直すものとする。</p>	<p>2 前項の環境負荷低減行動計画は、指定事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況、おおむね5年間の行動目標等を明らかにしたものとし、5年ごとにその内容を見直すものとする。</p>																								
<p>様式目次</p> <table data-bbox="168 350 1066 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 350 303 382">様式番号</th> <th data-bbox="550 350 640 382">名称</th> <th data-bbox="909 350 1044 382">関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 398 339 430">1～16 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="168 446 685 477">17 指定事業所に係る環境配慮書</td><td data-bbox="864 446 1066 477"><u>第25条第2項</u></td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="168 493 339 525">18～38 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	関係条文	1～16 略			17 指定事業所に係る環境配慮書	<u>第25条第2項</u>		18～38 略			<p>様式目次</p> <table data-bbox="1179 350 2077 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="1179 350 1313 382">様式番号</th> <th data-bbox="1560 350 1650 382">名称</th> <th data-bbox="1920 350 2055 382">関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1179 398 1349 430">1～16 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="1179 446 1695 477">17 指定事業所に係る環境配慮書</td><td data-bbox="1875 446 2077 477"><u>第25条第3項</u></td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="1179 493 1349 525">18～38 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	関係条文	1～16 略			17 指定事業所に係る環境配慮書	<u>第25条第3項</u>		18～38 略		
様式番号	名称	関係条文																							
1～16 略																									
17 指定事業所に係る環境配慮書	<u>第25条第2項</u>																								
18～38 略																									
様式番号	名称	関係条文																							
1～16 略																									
17 指定事業所に係る環境配慮書	<u>第25条第3項</u>																								
18～38 略																									

## 改正後

## 第17号様式 指定事業所に係る環境配慮書

第17号様式 (1面)		
指定事業所に係る環境配慮書		
年 月 日		
(宛先) 川崎市長		
郵便番号		
住所		
氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第17条第2項(第22条第1項)の規定により、次とおり提出します。		
連絡先	指定事業所の名称等	
	所在	地
	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	

## 改正前

## 第17号様式 指定事業所に係る環境配慮書

第17号様式		
指定事業所に係る環境配慮書		
年 月 日		
(宛先) 川崎市長		
郵便番号		
住所		
氏名 <span style="border: 1px solid red; padding: 0 2px;">印</span>		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第17条第2項(第22条第1項)の規定により、次とおり提出します。		
提出が必要な環境配慮概要書	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	<input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に係る配慮概要書 (付表1)	
	<input type="checkbox"/> 化学物質の適正管理に係る配慮概要書 (付表2)	
	<input type="checkbox"/> 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る配慮概要書 (付表3)	
	<input type="checkbox"/> 温暖化物質の排出の抑制に係る配慮概要書 (付表4)	
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の発生の抑制及び再生利用等に係る配慮概要書 (付表5)	
	<input type="checkbox"/> 環境の保全に係る組織体制の整備に係る配慮概要書 (付表6)	
<input type="checkbox"/> その他環境への負荷の低減に係る配慮概要書		
備考 1 提出が必要な環境配慮概要書の欄には、該当する□内に印を記載してください。		
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。		

## 改正後

## 改正前

(2面)								
項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし
共通	-	1	【日常管理】	環境の保全のための方針、目標、マニュアル等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2	【日常管理】	環境の保全のための役割、責任及び権限に係る組織体制並びに非常時の対応方法の明確化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3	【日常管理】	環境の保全のための従業員教育の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		4	【進んだ取組】	施設の建設、解体等における工事請負業者等に対する周辺環境に配慮した大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の対策を講じる旨の働きかけの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		5	【進んだ取組】	地域社会との大気環境、水環境、化学物質等に関するコミュニケーション又は社会貢献活動の実施（環境出前授業、施設見学、地域の緑地保全又は創出等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		6	【進んだ取組】	環境の保全のための実行計画等の策定並びに定期的に実施状況の確認及び見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大気汚染	全域	7	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等による窒素酸化物、炭化水素物質等の他の大気汚染物質の排出抑制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		8	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等による粉じんの発生の防止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		9	【日常管理】	大気汚染物質の漏えい又は流出の未然防止に向けた施設の維持管理及び管理体制の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		10	【進んだ取組】	環境性能の高い（大気汚染物質の排出が少ない、熱効率が高い等）機器の選定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		11	【進んだ取組】	無害な又は有害性の少ない原料又は燃料の選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		12	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等による悪臭の発生の防止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
悪臭	全域	13	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等によるカドミウム、シン化合物等の水質汚濁物質の排出抑制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		14	【日常管理】	水質事故の未然防止に向けた施設の維持管理及び管理体制の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		15	【進んだ取組】	無害な又は有害性の少ない原料の選択等による公共用水域の水質汚濁の低減	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		16	【日常管理】	建築物における防音又は防音効果のある材料の使用及び気密性の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		17	【日常管理】	施設等の最適設計及び制御による機器使用時間の最小化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		18	【日常管理】	設備の騒音及び振動の定期的な測定並びに異常な状態を判定した場合の対策の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
騒音振動	中部	19	【進んだ取組】	ボイラ等設置時に「騒音ラベリング制度」で示された騒音情報の活用による低騒音機器の選定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		20	【進んだ取組】	使用する車両の電化及び「低車外音タイヤのラベリング制度」の低車外音タイヤの採用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		21	【日常管理】	特定有害物質等の取扱履歴、事故記録等を適正に管理できる組織体制の構築	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		22	【日常管理】	化学物質に関する管理体制の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		23	【日常管理】	化学物質の受入れ、保管、使用、排出並びに廃棄の量及び方法の把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		24	【日常管理】	化学物質に関する自主管理目標の設定、目標達成時期の設定等の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
汚土染	北部	25	【進んだ取組】	化学物質の使用量及び排出量が少ない技術の導入及び機器の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		26	【進んだ取組】	化学物質に関する自主管理目標、目標達成時期、実施計画、達成状況等の自立的な公表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
化学物質	南部							

第17号様式  
(付表1)

## 環境への負荷の低減に係る配慮概要書

項目	環境配慮の概要
無害な又は有害性のより少ない原料の選択及び有害な物質の使用がより少ない製造方法の選択	
施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止	
原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費をより少なくするための製造される物の性状及び物の製造の工程の転換	
排水中の窒素含有量及び懸含有量を低減する措置による海域における富栄養化に伴う水質の悪化の防止	
適正な構造を有する処理施設によるし尿その他の生活に起因する汚水の処理	
施設の改善、施設の適正な管理等による悪臭の発生の防止	
騒音及び振動の防止に配慮した施設の選択及び作業方法の改善並びに騒音源及び振動源の低減	
地下水の利用のより少ない作業方法及び施設の管理方法の選択並びに掘削工事を行う場合にあっては、地下水の排除による周辺の地盤の沈下の防止のための措置	
その他	

備考 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記載してください。

2 記載しきれない場合は、別紙により提出してください。

3 参考資料がある場合は、添付してください。

## 改正後

## 改正前

(3面)		項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	自由記載あり
自動車排出ガス	南部	27	【日常管理】	貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目（エコ運搬制度）の要請		<input type="checkbox"/>					
		28	【日常管理】	エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ等）の実施		<input type="checkbox"/>					
		29	【日常管理】	エコ通勤（公共交通機関の利用等）の実施		<input type="checkbox"/>					
		30	【進んだ取組】	自動車の運行に伴う環境負荷低減のための行動目標の設定及び進捗状況の管理		<input type="checkbox"/>					
		31	【進んだ取組】	非化石燃料（バイオ燃料等）の活用		<input type="checkbox"/>					
		32	【進んだ取組】	次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の導入		<input type="checkbox"/>					
		33	【進んだ取組】	次世代自動車の普及に向けた充電インフラ環境の整備（充電器、充電用コンセントの設置等）		<input type="checkbox"/>					
		34	【進んだ取組】	自動車の使用方法の合理化等による物流の効率化（共同輸配送、モーダルシフトの実施等）		<input type="checkbox"/>					
		35	【日常管理】	地下水採取量の削減（使用した水の再利用等）		<input type="checkbox"/>					
		36	【日常管理】	掘削工事等における地下水位変動の対策（出水量及び揚水量が少ない工法の選択等）		<input type="checkbox"/>					
その他	-	37	【日常管理】	事業活動から排出される廃棄物の減量化の実施		<input type="checkbox"/>					
		38	【日常管理】	事業活動から排出される廃棄物の資源化の実施		<input type="checkbox"/>					
		39	【日常管理】	温室効果ガス排出量削減の取組（事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握、省エネ行動の実施、再生可能なエネルギーの導入等）		<input type="checkbox"/>					
		40	【進んだ取組】	地下水の <sup>さらさら</sup> 灌漑（雨水浸透までの設置、透水性舗装の実施等）		<input type="checkbox"/>					
		41	【進んだ取組】	ピオトープ（在来種を中心とした多種多様な動植物が生息、生育できる水辺、草地等）の創出		<input type="checkbox"/>					
		42	【進んだ取組】	事業所における生物多様性に配慮した緑地の保全又は創出		<input type="checkbox"/>					
		43	【進んだ取組】	サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量削減の取組		<input type="checkbox"/>					
		【自由記載欄】 (「自由記載あり」にチェックを入れた場合又は上記以外に環境に配慮した取組を行っている場合等には、具体的に記載してください。)									

備考1 「重点」欄の地域の範囲は、南部は川崎区、中部は幸区、中原区及び高津区、北部は宮前区、多摩区及び麻生区です。

2 「今後実施予定」は、実施を決定している場合で1~2年以内に実施することが予定されている場合に該当します。

3 今後、更なる取組を実施していく予定があれば、その内容は「自由記載あり」にチェックして取組の内容を記載してください。

4 本欄に記載されない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その画面を添付してください。

## (付表2)

## 化学物質の適正管理に係る配慮概要書

項目	環境配慮の概要
管理体制の整備 (事業所全体として)	
化学物質に関する情報の収集及び整理	
受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握	
使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用	
適正な処理技術等の導入及び維持管理	
自主管理目標の設定等 (事業所全体として)	
その他	

備考 1 配慮した内容がない場合には、該当欄に「なし」と記載してください。

2 記載しきれない場合は、別紙により提出してください。

3 参考資料がある場合は、添付してください。